

総務委員会

【議案の審査】

■議案第11号 国分寺市個人情報の保護に関する法律の運用に関する条例について

Q 新条例における自己情報コントロール権はどうなるのか。

A 自己情報開示請求などの本人情報へのアクセス権について変更はない。

Q 現行条例の改正でなく、新規条例を制定することとした理由は。

A 令和5年4月から個人情報の保護に関する法律の適用を受け、条例では同法の運用に

関して定めることとなる。これまでと仕組みが大きく変わることから新規条例を制定することとした。

■議案第15号 国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について

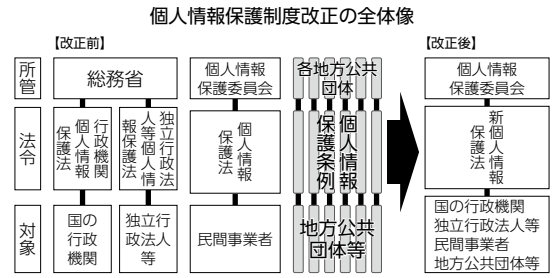
Q 職員定数の増加による人件費の増加分以上に、市民サービスとして還元するということがよいか。

A 人件費の増加を見据えながら、職員の効率的な業務執行の推進に努めていく。

■議案第12号ほか3件の議案を審査

【報告事項】

・国分寺市個人情報安全管理措置基準（案）について など



厚生文教委員会

【議案の審査】

■議案第17号 国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

■出産一時金の額を引き上げる改正

Q 出産一時金が42万円から50万円に増額になる対象者は。

A 令和5年4月1日以降に出産、早産、死産、流産等された方。

■議案第20号 国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

自動車を使用する場合の所在の確認等に関する規定の整備（議案第21号も同じ）

Q 市内に自動車を運行している家庭的保育事業者はいるのか。

A 該当する市内事業者はいない。

Q 認可保育園はどのような扱いになるのか。

A 当市ではなく東京都の条例で対応する。

■議案第21号 国分寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

Q 送迎バスを運行している民設民営学童保

育所が1か所あるが、置き去り防止等の取組の現状を教えてください。

A 点呼を行っていることは確認している。

■議案第7号ほか6件の議案を審査

【報告事項】

・育児支援家庭訪問事業（育児支援ヘルパー事業）の見直しについて など



建設環境委員会

【議案の審査】

■議案第24号 国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について

■建築に関する法律等の改正により、手続に必要な手数料に関する規定を整備

Q 屋根の断熱改修や屋上への省エネ設備の設置を行う際、建築物の構造上やむを得ない場合は高さ制限が緩和されることになるが、上乗せの高さはどの程度か。

A 具体的な高さの基準については、まだ国から方向性は出ていない。相談があった際は

個別に検討していく。

■議案第26号 国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について

■市立西恋ヶ窪若松公園を、親水化等の整備の完了に伴い、都市公園に変更

Q 都市公園以外の公園から都市公園になることで何か変更点はあるか。

A 公園条例上の位置づけが変わるだけであり、市民への影響等はない。

■議案第10号ほか1件の議案を審査

【報告事項】

・地球温暖化対策に関するアンケート調査の結果概要について など



公共施設等総合管理特別委員会

【報告事項】

・現庁舎用地の利活用について

Q 令和5年度に複合公共施設の基本設計を進めるに当たり、市民参加の検討状況はどうなっているか。

A 多くの市民にとって使いやすい施設とするために、市民の声を聴きながら進めていくことが必要と考えている。利用者アンケートやワークショップといった市民参加の手法を用いながら丁寧に進めていきたい。

Q 複合公共施設の運営の在り方や民間活用

事業の事業手法について、事業者選定にも影響が生じると考えるが、どのように進めていくのか。

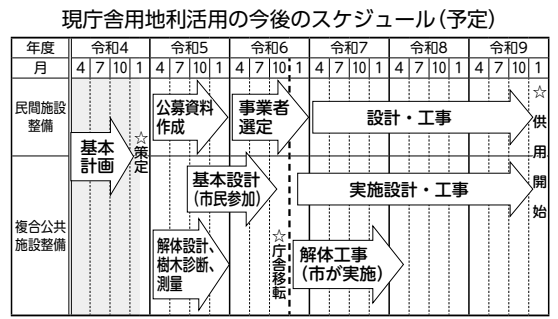
A 事業者選定に当たっての公募の内容を含め、令和5年度か6年度の早い時期までには検討を進めていかなければならないと考えている。

・公共施設マネジメントの運用について

Q 市民農園が包括施設管理委託の対象から外れた理由は。

A 市民農園のトイレを対象に検討したが、

トイレがリース契約によるものであることから対象から外すことにした。



新庁舎建設等特別委員会

【報告事項】

・新庁舎建設について

Q 2回目のインフレスライドの可能性があるとしたら、事業者はどの時点で請求ができるようになるのか。

A 1回目の基準日が令和4年12月1日だったが、その基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ残工事の工期が新たな基準日から2か月以上ある場合には、事業者はインフレスライドの協議を請求することができる。先日、賃金水準が改定されたため、相手

次第では2回目もあり得る。

Q 職員の意見や要望を反映させる形で平面図を変更していると思うが、いつまで変更が可能なのか。

A 構造に係るところは変更ができない。その他簡易なものについては内容によるが、変更できるものは柔軟に対応していきたい。

Q 安全配慮・安全管理等をまとめた表はどのように使用していくのか。

A それぞれの項目は現場の作業員が毎日確認すべき事項だと考えているが、この表は月

に一度の総合定例会の中で、市と事業者との間の安全管理の実施状況確認として有効活用していきたい。

